ジェイティービー健康保険組合被保険者証管理規程

（目　　的）

**第１条**　この規程は、ジェイティービー健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め、被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

（保管責任者）

**第２条**　被保険者証の保管責任者は、常務理事とする。

（保管方法）

**第３条**　被保険者証は、錠のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

（受入れ及び払出し）

**第４条**　被保険者証を受入れたとき、または交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

（受払簿の様式）

**第５条** 被保険者証の受払簿の様式は別紙のとおりとする。

（無効証及び廃棄処分）

**第６条**　健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証等は表面に無効表示（健保名、受付月日の印）を行う。尚、廃棄については、2月と8月とする。但し、それぞれの廃棄月前2ヶ月分は直近の廃棄月ではなく次の廃棄月に廃棄する。

2　被保険者証の廃棄は常務理事の決済を経て処分するものとする。

（再発行手数料）

**第７条**　再発行手数料（紛失した場合）は、カード材料費、作成人件費などを勘案し、2,000円とする。

(規程の変更)

第8条　この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

い事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

附　則

1. この規程は、平成22年11月1日から施行する。
2. 第6条1項の文言修正、2項の新設、第7条を8条に移行し、第7条を新設する。この規程は平成28年7月26日から施行する。